

# 法人会ニュース

## ●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「改正税法説明会」のご案内
- ◆第11回通常総会「正誤表」

## ●本部等の行事

月	日	曜	内容
7	8	金	第1回事業研修委員会 11:00 ~ 12:00 於:福岡ガーデンパレス(3F)

## ●支部の行事

月	日	曜	内容
7	4	月	租税教室(第8支部) 10:35 ~ 11:20 於:警固小学校
7	5	火	租税教室(第13支部) 11:20 ~ 12:05 於:東花畑小学校
7	7	木	租税教室(第13支部) 10:50 ~ 11:35 於:横手小学校
7	12	火	租税教室(第7支部) 10:30 ~ 11:15 於:高宮小学校
7	14	木	租税教室(第3支部) 10:40 ~ 12:15 於:舞鶴小学校

## ●青年部会の行事

月	日	曜	内容
7	20	水	ホームページ改修検討会 10:00 ~ 10:50 於:福新楼
7	20	水	役員会 11:00 ~ 12:00 於:福新楼

## ●女性部会の行事

月	日	曜	内容
7	1	金	役員会 11:00 ~ 12:00 於:事務局会議室

## ●受賞おめでとうございます。●

黄綬褒章 早田 倫明 氏 (株式会社雅禧建築設計事務所)

## (I) 税務カレンダー

- 7月11日 ●源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は1月～6月分を納付）
- 7月15日 ●所得税の予定納税額の減額申請
- 8月1日 ●所得税の予定納税額（第1期分）の納付
- 5月決算法人の確定申告
  - 11月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

## (II) 知らないと損する税情報

### リース取引 (3)

税理士 堤 一 博

前回は、実際によく出会う機会の多い所有権移転外ファイナンス・リース取引の借手の税務処理を説明しましたが、今回は、貸手でのリース取引の処理のお話をさせていただきます。

原則として、貸手側においても、ファイナンス・リース取引の会計処理は、売買取引に準じて行います。

なお、従前説明しましたように、「所有権移転外ファイナンス・リース」は、リース期間満了後は当該資産をリース会社へ返却しなければならない取引であるのに対し、「所有権移転ファイナンス・リース」は、リース契約の諸条件に照らし、リース期間満了後に当該資産の所有権が借手に移転する取引ですが、貸手においては、いずれも同様の会計処理となります。相違点を挙げれば、所有権移転ファイナンス・リースの場合は所有権の移転を前提としているので、その物権的性質から「リース投資資産」勘定を、所有権移転外ファイナンス・リースの場合は利用権の使用許諾という債権的性質から「リース債権」勘定を使用する、という点にあります。

さて、企業会計では、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 リース取引に関する会計基準の適用指針平成6年1月18日改正平成19年3月30日）の第51項で、下記のいずれかの方法を選択し、継続的に適用することとしています（同第51項からの抜粋に注釈を加えています。）。

#### (1) リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始日に、リース料総額で売上高を計上し、同額でリース投資資産を、また、リース物件の現金購入価額により売上原価を計上します。リース取引開始日に計算された売上高と売上原価との差額は、利息相当額として取り扱い、リース期間中の各期末において、リース取引開始日に計算された利息相当額の総額のうち、各期末日後に対応する利益は繰り延べて、リース投資資産と相殺して表示します。

#### (2) リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法

リース取引開始日に、リース物件の取得価額により、リース投資資産を計上します。リース期間中の各期に受け取るリース料を各期において売上高として計上し、当該金額からリース期間中の各期に配分された利息相当額を差し引いた額をリース物件の売上原価として処理します。

#### (3) 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法

リース取引開始日に、リース物件の取得価額により、リース投資資産を計上します。各期の受取リー

ス料を利息相当額とリース投資資産の元本回収とに区分し、前者 各期の損益として処理し、後者をリース投資資産の元本回収額として処理します。

以上が企業会計での処理ですが、法人税法では、下記のいずれかの方法で課税所得を計算することとされています。

(1) リース譲渡の日の属する事業年度において、リース譲渡に係る対価の額および原価の額を収益の額および費用の額とする方法（法人税法第 64 条の 2 第 1 項）（原則的な方法）

(2) リース譲渡の日の属する事業年度以後の各事業年度において、リース譲渡に係る対価の額および原価の額に賦払金割合（注 1）を乗じて計算した

金額を収益の額および費用の額とする方法

（法人税法第 63 条第 1 項、法人税法施行令第

124 条第 1 項第 1 号）（通常の延払基準の方法）

（注 1）

「賦払金割合」とは、その事業年度において支払期日が到来する賦払金の合計額がリース譲渡に係る対価の額に占める割合をいいます。

(3) リース譲渡の日の属する事業年度以後の各事業年度において、次の①および②に掲げる金額の合計額を収益の額とし、次の③に掲げる金額を費用の額とする方法（法人税法第 63 条第 1 項、法人税法施行令第 124 条第 1 項第 2 号）（リース譲渡に係る延払基準の方法）

① リース譲渡に係る対価の額から利息相当額を控除した金額（元本相当額）をリース期間の月数で除し、これにその事業年度におけるリース期間の月数を乗じて計算した金額

② リース譲渡に係る利息相当額がその元本相当額のうちその支払の期日が到来していないものの金額に応じて生ずるものとした場合（複利法による計算）にその事業年度におけるリース期間に帰せられる利息相当額

③ リース譲渡に係る原価の額をリース期間の月数で除し、これにその事業年度におけるリース期間の月数を乗じて計算した金額。なお、月数は暦に従って計算し、1 か月に満たない端数は 1 か月とします。

(4) リース譲渡の日の属する事業年度以後の各事業年度において、次の①および②に掲げる金額の合計額を収益の額とし、次の③に掲げる金額を費用の額とする方法（法人税法第 63 条第 1 項、法人税法施行令第 124 条第 3 項及び第 4 項）（リース譲渡に係る収益および費用の計上方法の特例）

① リース譲渡に係る対価の額から利息相当額（リース譲渡に係る対価の額から原価の額を控除した金額の 20 パーセント相当額）を控除した金額（元本相当額）をリース期間の月数で除し、これにその事業年度におけるリース期間の月数を乗じて計算した金額

② リース譲渡に係る賦払金の支払を、支払期間をリース期間と、支払日をそのリース譲渡に係る対価の支払期日と、各支払日の支払額をそのリース譲渡に係る対価の各支払日の各支払額と、利息の総額を利息相当額と、元本の総額を元本相当額とし、利率をその支払期間、支払日、各支払日の支払額、利息の総額および元本の総額を基礎とした複利法により求められる一定の率として賦払の方法により行うものとした場合にその事業年度におけるリース期間に帰せられる利息の額に相当する金額

③ リース譲渡に係る原価の額をリース期間の月数で除し、これにその事業年度におけるリース期間の月数を乗じて計算した金額。なお、月数は暦に従って計算し、1 か月に満たない端数は 1 か月とします。

なお、リース譲渡に係る収益および費用の計上方法の特例は、リース譲渡の日の属する事業年度の確定申告書にリース譲渡に係る収益および費用の益金および損金算入に関する明細書（別表 14（7））の添付がある場合に限り適用することができます。また、この(4)の「利息相当額（受取利息相当額（注 2））」は、

法人税法独自の考え方で、企業会計とは異なります。売買処理の場合、リース資産の売却に伴う売却代金の回収部分とそれに伴う利息部分とに分けて考える点では、法人税法も企業会計も同様です。しかし、法人税法では、受取リース料総額とリース物件の取得価額との差額の20%部分のみを「利息法」で計上し、かつ、残りの80%部分をリース期間に配分する「定額法」で計上するのに対し、企業会計では、受取リース料総額とリース物件の取得価額との差額の100%を「利息法」で配分して収益計上します。もちろん、総額では、法人税法も企業会計も同額です。

(注2)

受取利息相当額 = (受取リース料総額 - リース物件の取得価額) × 20%

それ以外の金額 = (受取リース料総額 - リース物件の取得価額) × 80%

## 福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2022	7					
	8	24(水)	15:30 ~ 16:30	本 部	改正税法説明会 (チラシは今月号に同封)	福岡ガーデンパレス
		25(木)	12:45 ~ 14:00	本 部	理事会	西鉄グランドホテル
	9	12(月)	14:00 ~ 16:30	本 部	決算事務説明会 (チラシは8月号に封入予定)	福岡ガーデンパレス
		13(火)	9:00 ~ 16:00	本 部	役員交流ゴルフコンペ	古賀ゴルフクラブ

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。